

令和6年度
富山市省エネルギー機器等
導入補助金申請の手引き

都市の理想を、富山から。



SDGs 未来都市
TOYAMA

令和6年4月

《問合せ先》

富山市環境部環境政策課 ゼロカーボン推進係
〒930-8510 富山市新桜町7番38号
TEL 076-443-2053 FAX 076-443-2122

申請書などはこちら



令和6年4月15日

1 目的

富山県省エネルギー機器等導入補助金は、市内において省エネルギー機器等を導入した個人（ペレットストーブは法人及び個人事業主も可）を対象に、機器の導入に要した費用の一部を補助することにより、住宅における脱炭素化を促進し、「ゼロカーボンシティ」の実現を目指すことを目的としています。

2 補助金の額及び予定件数

補助対象機器	補助額	予定件数
定置型蓄電池	5万円	80件
家庭用燃料電池（エネファーム）	5万円	10件
ペレットストーブ	5万円	20件

※子育て世帯または若者夫婦世帯で、令和6年4月1日以降に補助対象機器を購入した場合は、1件あたり定額3万円の補助額を上乗せします。

- ・子育て世帯 令和6年4月1日時点で18歳未満の子がいる世帯
- ・若者夫婦世帯 令和6年4月1日時点で夫婦のどちらかが39歳以下である世帯

※受付は先着順で行います。ただし、同日受付で募集予算額を超えた場合は、抽選により補助対象者を決定します。

3 補助対象者

補助金を受けようとする方は、次の要件をすべて満たしている必要があります。

(1) 自ら居住する戸建住宅に、補助対象機器を設置する方。

※交付申請時に居住している必要があります。なお、居住の有無は住民票で確認します。

※個人事業主及び法人がペレットストーブを導入する場合は除きます。

(2) 市税（延滞金含む）の滞納がないこと。

(3) 同一の機器に対する他の補助金の交付を受けていないこと。

(4) 暴力団員でないこと又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。

(5) 市が行う「チームとやまし」に登録すること。

※詳細はP5「5 交付申請の手続き（6）チームとやましへの登録」を参照してください。

4 補助対象機器の主な要件

補助対象機器は、次の要件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 保証開始日が令和 6 年 3 月 1 日 (金) から令和 7 年 2 月 28 日 (金) までであること。
- (2) 以下の要件を満たすこと

補助対象機器	要件
定置型蓄電池	<ul style="list-style-type: none">・4kWh 以上の容量であること。・定置型であること。(ポータブル不可)・太陽光発電システムを既に設置していること。または、同時に設置すること。・蓄電ユニットの増設及び設備改修でないこと。
家庭用燃料電池 (エネファーム)	<ul style="list-style-type: none">・都市ガス・LP ガスなどを燃料として使用し、発電・排熱利用を行うシステムであること。・機器の増設及び設備改修でないこと。
ペレットストーブ	<ul style="list-style-type: none">・木質ペレットのみを燃料とすること。※薪を燃料として利用できない構造であること。

※なお、富山市省エネルギー機器等導入補助金を申請した場合、富山市 ZEH 導入補助金の申請 (ペレットストーブを除く) はできません。(併用不可)

※リース品は、全て対象外となります。

※国や県の補助金と併用はできません。

5 交付申請の手続き

- (1) 申請期間

令和 6 年 5 月 7 日 (火) から令和 7 年 3 月 19 日 (水) まで

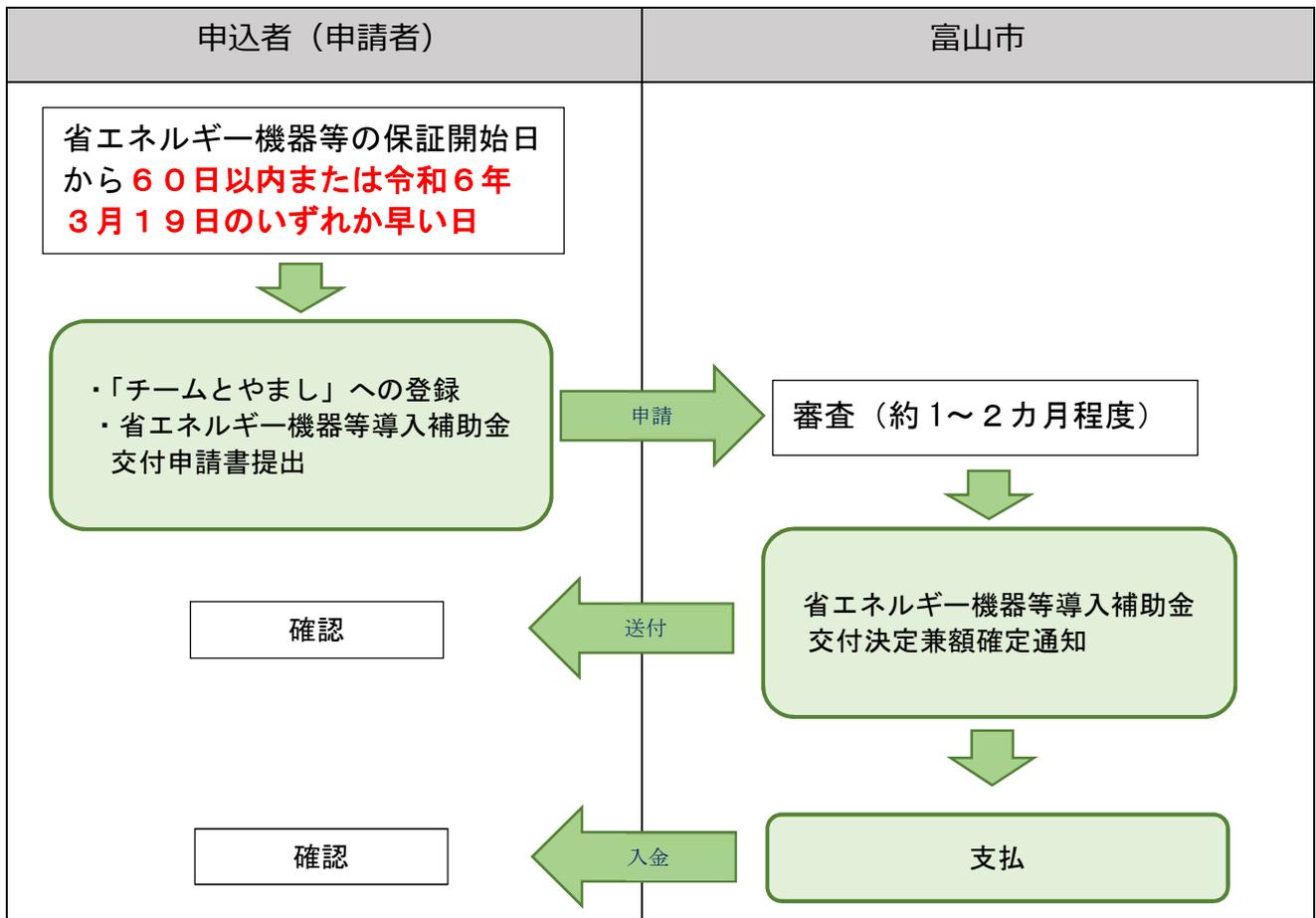
※申請できる期間は、保証開始日から 60 日以内または令和 7 年 3 月 19 日 (水) のいずれか早い日 (土日祝日及び閉庁日 (12 月 29 日～1 月 3 日) の場合は、その前の開庁日) までです。

ただし、令和 6 年 3 月 1 日 (金) から令和 6 年 3 月 31 日 (日) までに保証開始した機器については、令和 6 年 5 月 31 日 (金) が申請期限日となります。

期限内に交付申請書等を提出されない場合は、補助金の交付を受けられませんので、ご注意ください。

	保証開始日	提出期限
例 1	令和 6 年 6 月 3 日 (月)	令和 6 年 8 月 2 日 (金) * 保証開始日から 60 日以内
例 2	令和 6 年 7 月 25 日 (木)	令和 6 年 9 月 20 日 (金) * 令和 6 年 9 月 21 日～23 日が土日祝日のため、 その前の開庁日まで
例 3	令和 7 年 2 月 7 日 (金)	令和 7 年 3 月 19 日 (水)【最終申請期限】 (郵送の場合消印有効)
例 4	令和 6 年 3 月 1 日 (金)	令和 6 年 5 月 31 日 (金) * 令和 6 年 3 月 1 日～31 日保証開始日の場合は、令和 6 年 5 月 31 日が申請期限日。

(2) 手続きの流れ



(3) 提出書類

(○：提出必要、△：場合により提出必要、－：提出不要)

No.	提出書類	蓄電池・ 燃料電池	ペレットストーブ		
			(個人)	(個人事業主)	(法人)
1	富山市省エネルギー機器等導入補助金交付申請書	○	○	○	○
2	富山市省エネルギー機器等導入補助金交付申請書 明細書	○	○	○	○
3	振込依頼書（省エネルギー機器等導入補助金用）	○	○	○	○
4	工事契約書の写し（契約書に経費の内訳が明記されて いない場合は、経費の内訳が確認できる書類の写 しも添付）	○	○	○	○
5	領収書の写し（経費の内訳の記載があるもの）	○	○	○	○
6	納税証明書（原本）（直近分）（発行から3か月以内） （※1）	○	○	－	○
6-1	納税証明書不添付理由書（令和6年1月2日以降に 富山市へ転入してきた方）	△	△	－	△
7	住民票の写し（原本）（発行から3か月以内かつ本籍 地及びマイナンバーの記載のないもの） ※子育て世帯または若者夫婦世帯で、上乘せ補助を 受ける場合は世帯全員の続柄と生年月日が確認でき るもの	○	○	－	－
7-1	登記事項証明書の写し（発行から3か月以内の履歴 事項全部証明書）（※2）	－	－	－	○
7-2	所得税の確定申告書の写し（直近分）（※2）	－	－	○	
8	補助対象設備のカラー写真（①全体及び②型番の分 かるもの）（※3）	○	○	○	○
8-1	太陽光パネルが設置された屋根のカラー写真（※2、 ※3）	△ 蓄電池のみ	－	－	－
9	保証書の写し（①保証開始日、②申請者名、③販売店 名または工事請負業者等が記入されているもの。）	○	○	○	○
10	補助対象設備等のカタログの写し（①型式、②容量 等が分かるもの。）	○	○	○	○
11	設置場所の地図	○	○	○	○

記載例等については、富山市ホームページ

(<https://www.city.toyama.lg.jp/kurashi/gomi/1010252/1005156.html>) をご確認ください。

※1 令和6年1月2日以降に富山市へ転入した方は不要です。納税証明書不添付理由書を提出してください。

※2 は該当者のみ

※3 カラー写真については、P7「カラー写真の例」を参照してください。

※前年度の様式は使用できませんので、ご注意ください。

(4) 提出方法

持参または郵送（消印有効）

※郵送の場合、消印がわかるもののみ受付します。なお到着まで追跡可能な方法（レターパック、特定記録、書留等）での送付を推奨します。

※記載内容や添付書類等に不備があった場合には、不備が解消された時点で正式な受付となりますのでご注意ください。

※消印が申請受付期間を過ぎた場合は、提出書類が揃っていても補助金の交付対象外となります。

(5) 提出先

〒930-8510 富山市新桜町7番38号

富山市環境部環境政策課 ゼロカーボン推進係

(6) チームとやましへの登録について

本事業は、市民の脱炭素行動状況の把握についても目的としているため、「チームとやまし」へ登録していただきます。なお、ご入力いただいた内容は、個人情報を除いた上で、市で公表する場合がありますので、予めご了承ください。

チームとやまし とは

脱炭素社会の実現を目指すために、市民の皆さんや団体・事業所などが自主的にチームを結成し「チームとやまし」のメンバーとして温室効果ガスの削減を目指す市民総参加のプロジェクトです。

[\(https://www.team-toyama.jp/\)](https://www.team-toyama.jp/)



チームとやまし HP



6 処分の制限について

この補助金の対象となった設備を、6年以内に処分（※）する場合は、事前に市の承認を受ける必要があります。

※「処分」とは、補助金の交付の目的に反しての使用、譲渡、交換、貸付け、廃棄又は担保に供する等のことを指します

処分制限期間中にやむを得ず処分する必要がある場合は、環境政策課に事前相談の上、「富山市省エネルギー機器等導入補助金 財産処分承認申請書（様式第3号）」を提出

してください。

また、処分制限期間が満了していない月数分の補助金を市に返還する必要が生じますので、ご注意ください。

なお、処分が天災、本人の責めに帰さない事故その他のやむを得ない事由による場合においては、返還金額の全部又は一部を免除することもあります。

7 注意事項

- (1) 補助金は予算の範囲内での受付となり、予算額に到達した時点で補助金は終了となります。
- (2) 補助金の予算残額等は、随時、富山市ホームページでお知らせします。
- (3) 申請書類の返却はできません。提出する書類は、必ず写し（コピー）を取り、控えとして保管しておいてください。
- (4) 鉛筆、シャープペンシル、「消せるボールペン」での各書類の記入は認められませんので、ご注意ください。
- (5) 申請者の方は、本補助金制度についてご理解いただき、各種手続きについては、原則として申請者本人が行ってください。ただし、手続きについて、業者等に依頼することもできますが、手続きを依頼したことによる事故等については、市は一切の責任を負いません。また、手続を依頼した場合でも、市が申請者宛てに発行する文書は申請者に直接送付しますので、業者等は申請者との連絡調整を緊密に行ってください。
- (6) 提出書類は、よく確認した上で提出してください。書類の不備や不足により書類が受け付けられないことによる損害等については、市は一切の責任を負いません。
- (7) 追跡できない方法で郵送された場合は、書類未到着に関して、市では一切責任を負いません。また、郵送事故等についても一切考慮いたしませんのでご了承ください。
- (8) 以下の場合、補助金の交付決定を取り消したり、補助金の返還を求めたりする場合があります。
 - ①書類に虚偽があった場合
 - ②不正な手段による申請等があった場合
 - ③市補助金等交付規則及び市補助金交付要綱に違反した場合
- (9) 必要に応じて機器等が設置されているかの現場確認等調査を行う場合がありますので、予めご了承ください。
- (10) その他申請にあたってご不明な点がございましたら、お問合せください。

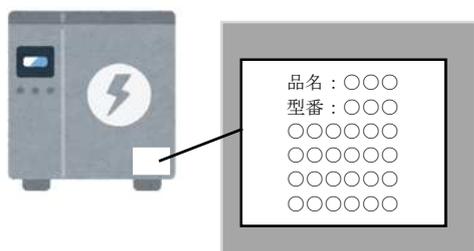
◀カラー写真の例▶

○補助対象設備のカラー写真（全体）



・設備本体の全景の写真を提出してください。

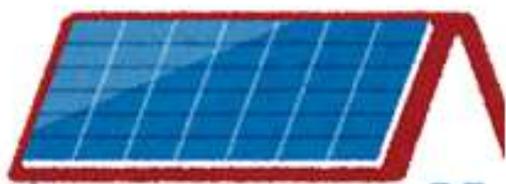
○補助対象設備の型番のわかるカラー写真



・型番が確認でき、保証書と一致している写真を提出してください。
（アルファベットや数字が読み取れるもの）

※型番が確認できる写真がない場合、補助金の交付を受けることができません。

○（蓄電池のみ）太陽光パネルが設置された屋根のカラー写真



・モジュール全体の枚数が確認できる写真としてください。

※モジュール設置後、足場がある状態等で安全を確保したうえでの撮影をお願いいたします。

※既設の場合でモジュール全体の枚数が確認できる写真を撮ることが難しい場合、可能な限り太陽光パネルが設置されていることがわかる写真を提出してください。